

板橋区公衆浴場新規設備導入費助成要綱

(令和 7 年 4 月 1 日区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区内の公衆浴場について、板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、公衆浴場の魅力向上及びその経営の安定と振興を図り、区民の利便性及び保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱で公衆浴場とは、東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成 24 年板橋区条例第 9 号）第 2 条第 1 項に規定する普通公衆浴場をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、区内に設置されている公衆浴場の経営者又は設置者（以下「浴場経営者」という。）であって公衆浴場の新規設備の導入を行おうとするものとする。ただし、当該浴場経営者が申請日現在において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たしていない場合は、助成対象者としなない。

- (1) 個人の場合 特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (2) 法人の場合 法人住民税を滞納していないこと。

(助成対象設備)

第 4 条 助成金交付の対象となる設備は、新規で導入する設備において別表に掲げるもののほか、区長が必要かつ適当と認めたものとする。ただし、居住部分及びコインランドリー部分を除く。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で、公衆浴場の新規設備導入に要する経費の 2 分の 1 に相当する額とし、500 万円を限度とする。ただし、1,000 円未満は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする浴場経営者は、助成金交付申請書（別記第 1 号様

式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 新規設備導入計画書(別記第2号様式)
- (2) 見積書
- (3) 法人の場合にあっては法人住民税の領収書の写し若しくは納税証明書(いずれも直近のもの)
- (4) その他必要書類

2 浴場経営者が個人の場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付申請書に、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

- (1) 助成金交付申請書において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外に居住している場合
- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、助成金交付決定通知書(別記第3号様式)により通知する。

(内容の変更等)

第8条 助成金交付決定通知を受けた浴場経営者が、助成金交付対象設備の改善の内容を変更しようとするとき又は改善を中止しようとするときは、速やかに区長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 助成金交付決定通知を受けた浴場経営者は、助成金交付対象設備の改善が完了したときは、完了報告書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容の審査等を行い、助成を適当と認めたときは、第5条の規定により算出した助成金の交付決定額と前条の完了報告書を踏まえて算出した助成金の額とを比較していずれか低い額をもって交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(別記第5号様式)により通

知する。

(助成金の請求)

第 11 条 助成金交付確定通知を受けた浴場経営者は、請求書（別記第 6 号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 12 条 区長は、請求書に基づき助成金を支払う。ただし、助成金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

2 助成金の交付を受けようとする浴場経営者は前項ただし書の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記第 7 号様式）を区長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けようとする浴場経営者は助成金の概算払を受けたときは、前条の規定による助成金の額の確定通知書受領後、助成金精算書（別記第 8 号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付の取消し及び助成金の返還)

第 13 条 区長は、助成金交付決定通知を受けた浴場経営者が次の各号の一に該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り又はその他不正手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付された助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付対象設備の改善を中止又は廃止したとき。
- (4) 新規設備導入経費が計画額を下回ったとき。
- (5) 工事後、特段の理由がなく廃業したとき。
- (6) その他、助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(財産処分の制限等)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、この助成事業により取得した財産について、区長の承認を受けないで助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により定められている年数を経過した財産及び区長が特別の理由があると認めた財産処分の場合は、この限りでない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、区長の承認を受けて、この助成事業により取得した財産を譲渡し、交換し、又は貸付した場合において収入があったときは、区長の指定する額を区に納付しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）によるほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象となる設備

サウナ（ミストサウナ、塩サウナ等）
電気風呂、バイブラ、炭酸風呂、水素風呂
ジェットバス、シルキーバス
岩風呂・檜風呂・窯風呂等
大理石天然石（浴槽内に設置するもの）
寝湯・座湯・立湯 等
炭酸シャワー
酸素カプセル
プロジェクションマッピング
アロマテラピー設備 （アロマ蒸気機器、アロマディフューザー等）
マッサージチェア
音響スピーカー、音響装置
デジタルサイネージ
ウォーターサーバー、水素水サーバー

2 補助対象となる例示

既存浴槽にバイブラ装置を導入
岩風呂をヒノキ風呂に変更
男湯のみにあったサウナを女湯に新設
マッサージチェアの追加

3 補助対象とならない例示

付随設備のみの更新（濾過装置、塩素装置等）
設備の部分更新（サウナ拡大等）
機能維持を目的とする更新（修繕、保守等）
既存設備の移設にかかる費用
従業員を対象とした設備
消耗品（サウナマット、塩、入浴剤等）
経常的にかかる費用（レンタル代等）

備考

- (1) 年度内に1浴場1申請までとする。
- (2) 付随する設備も補助対象とする。
- (3) 他事業で補助対象になった設備は対象外とする。

(4) 次に掲げる設備を除き、新規設備導入にあたり、保健所と協議を行うこと

ア 音響スピーカー

イ 音響装置

ウ デジタルサイネージ

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）

板 橋 区 長

公衆浴場

所在地

名 称

公衆浴場経営者

個人るとき

住 所

氏 名

法人るとき

事務所所在地

名 称

代表者職氏名

令和 年度板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金交付申請書

下記のとおり、この助成金を受けたく申請します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付対象設備

名 称	数量	計画金額	備考
合 計			

3 添付書類

- (1) 新規設備導入計画書
- (2) 見積書
- (3) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）【法人の場合】

4 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない ☐

区外に居住している ☐

転入前の自治体において
課税されている ☐

↓

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は
納税証明書。非課税の場合は、非課税証明書。

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で
納期が既に到来しているもの全て）

年 月 日

新規設備導入計画書

住 所
公衆浴場名
代 表 者 名

「板橋区公衆浴場新規設備導入費助成要綱」に基づく設備の導入を下記により実施します。

記

1 新規設備導入計画

2 着工日 年 月 日

3 完工予定日 年 月 日

所在地
公衆浴場名
氏名又は名称

令和 年度板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったこの助成金は、下記により交付する。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付対象設備

名 称	数 量	計画金額	備 考
合 計	_____		

3 条 件

- (1) 板橋区新規設備導入費助成要綱を遵守すること。
- (2) 次の各号の一に該当する場合は、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容を変更し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることがある。
 - ア 偽り又はその他不正手段により助成金の交付決定を受けているとき。
 - イ 交付された助成金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 助成金交付対象設備の改善を中止又は廃止したとき。
 - エ 設備改善額が計画額を下回ったとき。
 - オ 設備導入後、特段の理由がなく廃業したとき。
 - カ 上記(1)に違反したとき。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）

板 橋 区 長

公衆浴場

所在地

名 称

公衆浴場経営者

個人の時

住 所

氏 名

法人の時

事務所所在地

名 称

代表者職氏名

令和 年度板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金の交付に係る事業完了報告書

公衆浴場新規設備導入費助成金の交付に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付対象設備

名 称	数 量	計画金額	実施金額
合 計			

3 添付書類

領収書（写）等

（事案番号）

所 在 地
公 衆 浴 場 名
氏名又は名称

令和 年度板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金交付確定通知書

年 月 日付で完了報告のあったこの助成金は、下記により確定する。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1 交付確定金額 金 _____ 円

2 交付対象設備

名 称	数 量	確定金額	備 考
合 計	_____		

第6号様式（第11条関係）

（宛先）

板 橋 区 長

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付（事案番号）で交付確定通知のあった令和 年度
板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金として上記の金額を請求します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者職氏名

第 7 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛 先）
板 橋 区 長

住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年度板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年度板
橋区公衆浴場新規設備導入費助成金について、板橋区公衆浴場新規設備導入費助成要綱第
12 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求理由

2 交 付 決 定 額 金 円

3 概算払請求額 金 円
*請求額の根拠となる資料を添付すること

4 残 額 金 円

第 8 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛 先）
板 橋 区 長

住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年度板橋区公衆浴場新規設備導入費助成金精算書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年度板
橋区公衆浴場設備改善助成金について、板橋区公衆浴場新規設備導入費助成要綱第 12 条第
3 項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 確 定 額 | 金 | 円 |
| 4 | 追給（返還）額 | 金 | 円 |

（詳細は別紙のとおり）